

第 1 8 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和6年12月20日（金） 午後3時10分

会津坂下町役場本庁舎3階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第18回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月20日(水) 午後3時10分～3時40分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員(9人)・出席推進委員(7名)

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

高寺地区 藤川 将仁

4 欠席委員・推進委員(1人)

7番 渡部 淳

5 遅刻委員(0人)

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第55号 現況確認証明について

議案第56号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画(案)について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一

事務局次長 大八木 栄治

農林振興班長 渡部 聡

農地管理係長 荒井 貴史

係員 高久 佳菜

8 会議の概要

議長	<p>本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、7番 渡部委員より欠席の届出があり9名です。定足数に達しております。また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。それでは、第18回農業委員会総会を開会いたします。まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、議案第51号の農地法第3条の所有権移転の案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第52号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更については、総会でご審議いただいたとおり、パネル下での営農作物をブルーベリーからドクダミへ変更することに異議がない旨の意見書を県に提出し、12月9日付で許可となり、申請者に対し許可書を送付済みです。次に、議案第53号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、県での公告となるため、町長に対し異議がない旨報告し、関係書類を公社へ進達しております。以上報告します。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、3番 渡部委員、4番 永山委員の2名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第18回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。</p>

議長	<p>報告第 16 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>本件について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>1 号 2 号案件は、本日の議案第 54 号でご審議いただく案件にもございますが、所有権移転するための借手・貸手両者の合意解約です。</p> <p>次に 3 号 4 号案件については、本日の議案第 56 号でご審議いただく案件にもございますが、耕作者を変更する再転貸を行うための借手側の解約です。</p>
議長	<p>事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。</p>
議長	<p>議案第 54 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>1 号案件から 5 号案件について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>1 号案件は、報告第 16 号の 1 号・2 号案件で報告のあった農地を所有者の要望により所有権移転するものです。</p> <p>2 号案件・3 号案件は、過去に相対で金銭のやり取りを行い売買をしていましたが、この度正式に所有権を移転することとなった案件になります。</p> <p>4 号案件・5 号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび売買による所有権移転をすることとなった案件です。</p>
議長	<p>1 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>

4番 永山委員	1号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に12月15日に訪問にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
高寺地区 藤川推進委員	2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に12月15日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。

議長	3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
高寺地区 藤川推進委員	3号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に12月10日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	<p>質疑に入ります。3号案件についてご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
高寺地区 藤川推進委員	4号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に12月10日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	<p>質疑に入ります。4号案件についてご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
事務局	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件について賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>

議長	<p>挙手全員であります。よって、4号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>5号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
川西地区 齋藤推進委員	<p>5号案件について調査の結果を報告します。譲渡人に対し12月17日に訪問にて、譲受人に対し12月16日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。5号案件についてご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。5号案件について賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、5号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>議案第55号「現況確認証明について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>1号案件から2号案件について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>1号案件・2号案件は、湿地帯であり、農業機械の進入路もなく耕作条件が不利であり、20年以上耕作することが出来ず、現在では原野化しており、農地に復元することが困難であることから、非農地であると証明を求められた件です。現地の写真については別添資料のとおりです。</p>

5番 渡辺委員	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
議長	1号案件について調査の結果を報告します。12月10日に事務局と共に現地確認を行い、原野化が進んでおり農地に復元するのは困難な状況であると判断しました。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は非農地であると認め、証明することに決しました。
議長	2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
高寺地区 藤川推進委員	2号案件について調査の結果を報告します。12月10日に事務局と共に現地確認を行い、原野化が進んでおり農地に復元するのは困難な状況であると判断しました。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため5番 渡辺委員の退場を命じます。 (渡辺委員 退場)
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

議長	<p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、2号案件は非農地であると認め、証明することに決しました。</p> <p>5番 渡辺委員の入場を認めます。</p> <p>(渡辺委員 入場)</p>
議長	<p>議案第53号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>利用権設定一括方式 1号案件から13号案件について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>1号は公社が川西地区の田14,597㎡を借入れ、2号の八幡地区の認定農業者へ貸付けます。</p> <p>次に3号は公社が金上地区の田5,278㎡を借入れ、4号の金上地区の農業者へ貸付けます。</p> <p>次に5号は公社が若宮地区の田12,871㎡を借入れ、6号の若宮地区の認定農業者へ貸付けます。</p> <p>次に7号は公社が金上地区の田16,386㎡を借入れ、8号9号の金上地区の農業者へ貸付けます。</p> <p>次に10号は公社が広瀬地区の田21,759㎡を借入れ、11号の広瀬地区の認定農業者へ貸付けます。</p> <p>なお、農地の詳細については、22ページから23ページの参考資料のとおりです。</p>
議長	<p>1号案件から2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
4番 永山委員	<p>1号案件から2号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に12月11日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>

議長	<p>質疑に入ります。1号案件から2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1号案件から2号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。</p>
議長	<p>よって、1号案件、2号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>3号案件4号案件について、事務局より調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>3号案件から4号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。3号案件から4号案件についてご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3号案件から4号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。 よって、3号案件から4号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>

議長	5号案件から6号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	5号案件から6号案件について調査の結果を報告します。貸手に対し12月11日に電話にて、借手に対し12月10日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。5号案件から6号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 5号案件から6号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。
議長	よって、5号案件から6号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	7号案件から9号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
6番 木村委員	7号案件から9号案件について調査の結果を報告します。7号案件・9号案件の貸手に対し12月16日に電話にて、借手に対し12月17日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。7号案件から9号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長	<p>【ありません】</p> <p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 7号案件から9号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。</p>
議長	<p>よって、7号案件から9号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>10号案件から11号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
10番二瓶委員	<p>10号案件から11号案件について調査の結果を報告します貸手・借手共に12月11日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。10号案件から11号案件についてご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 10号案件から11号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。 よって、10号案件から11号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>

議長	次に利用権設定 再転貸について事務局に説明を求めます。
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>再転貸の1号案件から5号案件は 本日の総会の報告で、公社と借受者間との契約を合意解約した農地で、新たな借受者に再転貸するものであり、県知事が作成する農用地利用集積等促進計画の案として、会津坂下町長から提案され、農業委員会に意見を求められた案件です。</p> <p>求められている意見の内容は、農地の全てを効率的に利用し耕作を行い、必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかです。</p> <p>1号案件は広瀬地区の認定農業者であり、地元集落の農地ということもあり効率的な営農ができるものと思われます。</p> <p>2号3号案件は認定農業者である法人であり、当該集落の農地も営農しており、問題ないものと思われます。</p> <p>4号案件の借受者は兼業農家ですが、規模拡大意向で、地元集落の農地ということもあり効率的な営農ができるものと思われます。</p> <p>5号案件の借受者は本日の総会の報告でもあったとおり、他集落を営農しておりましたが、地元集落の農地を営農することで、より効率化が図られるものと思われます。</p> <p>なお、これらの案件の契約期間や賃借料は前契約をそのまま引き継ぐこととなります。</p>
議長	<p>質疑に入ります。1号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>1号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《 挙手全員 》</p>

議長	挙手全員であります。 よって、1号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	次に2号案件の質疑に入ります。2号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。 よって、2号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	次に3号案件の質疑に入ります。3号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。 よって、3号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	次に4号案件の質疑に入ります。4号案件についてご質問ご意見はございませんか。

議長	<p>【ありません】</p> <p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 4号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。 よって、4号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました</p>
議長	<p>次に5号案件の質疑に入ります。5号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 5号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。 よって、5号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました</p>
議長	<p>以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。 これもちまして、第18回農業委員会総会を閉会いたします。</p>

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和6年12月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員